

# 社会福祉法人ひじり福社会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひじり福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (役員及び評議員の報酬等)

第3条 理事及び監事、評議員に対して、報酬を支弁しない。

但し、理事会、評議員会出席又は、監査を実施した場合は旅費として1回につき、5,000円を支給する。

## (出張旅費)

第4条 役員又は評議員が、研修に参加した場合には参加費・交通費を実費支給する。

2 前項の規定により難しい場合は、その事情を勘案して増額支給することがある。

3 旅費は原則として、任務終了後に支給する。

## (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

## (慶弔規程)

第7条 役員及び評議員の慶事、弔事の祝金、弔慰金の支給については別に、慶弔規程を定める

## 附 則

この規程は、平成29年6月26日より適用する。